

○自然災害警備実施要領の制定について（通達）

平成23年12月28日

広備第779号・広総務第1122号・広警務第2002号・広生総第873号・広地域第1435号・広刑総

第2365号・広交企第2573号・広公第1784号警察本部長

改正 平成25年7月広捜一第535号 平成26年11月広備第676号

平成28年3月28日 平成30年3月8日

平成30年8月16日 平成31年2月28日

平成31年4月1日 平成31年4月1日

令和元年5月23日 令和3年9月30日

令和3年10月18日 令和3年11月22日

令和4年3月3日 令和4年3月10日

令和5年8月30日 令和6年8月22日

令和7年3月14日

各部長・参事官

各所属長

自然災害に伴う警備諸対策については、広島県警察の緊急事態発生時における初動措置等に関する訓令（平成11年広島県警察本部訓令第22号。以下「緊急事態訓令」という。）及び自然災害警備実施要領の制定について（平成18年3月24日付け広備第220号、広総務第198号、広警務第656号、広生企第334号、広地域第193号、広刑総第452号、広交企第532号、広公第196号。以下「旧通達」という。）に基づき推進しているところである。

については、緊急事態訓令の一部改正に伴い、また併せて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災等の教訓を踏まえ、みだしの要領を新たに別添のとおり定め、平成24年1月1日から施行することとしたので、その的確な実施に努められたい。

なお、旧通達は、平成23年12月31日限り廃止する。

別添

自然災害警備実施要領

目次

第1章 総則

1 目的

2 準拠規程

3 災害警備実施

第2章 平素の措置

- 1 基礎資料の整備
 - 2 関係機関との協力体制の確立
 - 3 災害モニターの指定及び運用
 - 4 教養訓練の徹底
 - 5 警察施設等の災害対策
- 第3章 警察職員の心構え
- 1 基礎知識の習得
 - 2 各種技術及び技能の向上
 - 3 住民等の生命、身体及び財産の保護等
 - 4 安全管理の徹底
- 第4章 災害に関する注意報及び警報等
- 第5章 災害警備対策本部等の設置
- 1 警備体制確立上の原則
 - 2 警備体制の種別及び発令等
 - 3 職員の非常参集及び非常招集
 - 4 注意報及び警報等の取扱要領
 - 5 部隊編成の基準
 - 6 災害警備支援連絡室の設置
 - 7 災害警備対策本部等の要員の指名等
- 第6章 服装及び携行品
- 1 災害警備対策本部等及び災害警備支援連絡室の要員
 - 2 警察本部隊の要員
- 第7章 災害警備実施活動
- 1 被害状況の調査その他関係情報の収集及び即報
 - 2 通信の確保
 - 3 救出及び救助
 - 4 交通対策
 - 5 避難誘導
 - 6 避難所対策及び地域安全活動
 - 7 遺族支援
 - 8 警察庁又は他の都道府県警察に対する援助の要求及び県外の応援部隊の受入れ
 - 9 不法事案の予防及び取締り

- 10 ボランティアへの協力要請
- 11 迷い子等の保護並びに行方不明者の届出受理及び手配
- 12 警戒区域の設定
- 13 銃砲等又は刀剣類の措置
- 14 死体の取扱い
- 15 広報
- 16 被留置者対策
- 17 防災関係機関の応急対策に対する協力、調整等

第8章 大規模災害の総合支援

- 1 職員等の被害調査
- 2 救済対策
- 3 補給対策

第1章 総則

1 目的

この要領は、広島県警察の自然災害警備実施（以下「災害警備実施」という。）に関する細部事項を定めることを目的とする。

2 準拠規程

災害警備実施については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）、広島県警察の緊急事態発生時における初動措置等に関する訓令（平成11年広島県警察本部訓令第22号）その他関係法令のほか、この要領に定めるところによる。

3 災害警備実施

(1) 活動の方針

災害警備実施に当たっては、防災関係機関と緊密な連携のもとに、的確な情勢判断を行い、この要領に基づいて、災害情報の収集、災害に関する注意報及び警報の伝達、住民、滞在者その他の者（以下「住民等」という。）の避難誘導、広報、被災者の救出及び救助、交通規制、犯罪の予防及び検挙その他所要の措置を講じ、もって住民等の生命、身体及び財産を保護し、並びに被災地における公共の安全と秩序の維持に当たることを基本とする。

(2) 活動の範囲

災害警備実施に当たっては、おおむね次に掲げる活動を行う。

なお、活動は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、

噴火、地滑りその他の異常な自然現象等による災害が発生するおそれがある地域又は既に発生している地域（以下「危険区域」という。）について行う。

- ア 災害に関する注意報及び警報の発表状況、危険箇所の状況、関係機関の応急対策実施状況、被害状況等に関する災害情報の収集
- イ 津波警報及び大津波警報の通知、関係機関が行う災害に関する注意報及び警報（津波警報及び大津波警報を除く。）その他の事項の伝達に対する協力
- ウ 危険防止及び人心安定のための広報
- エ 危険区域内の住民等の避難誘導
- オ 被災者の救出及び救助、行方不明者の捜索並びに死体の検視及び調査
- カ 交通規制及び迂回路の設定等による交通誘導
- キ 被災地における盗犯、暴力犯、詐欺事犯、経済関係法令違反その他災害に伴う犯罪の予防及び検挙
- ク 上記アからキまでに掲げるもののほか、関係機関の行う災害応急対策に対する協力

(3) 活動等における安全配慮

災害警備実施に当たっては、災害現場は常に危険が伴うため、警察職員（以下「職員」という。）が被災しないように、安全対策に万全を期する必要がある。

特に、応招、出勤及び帰宅の途中における職員の被災を防止するため、所属長は、気象情報、災害情報等を活用し、職員の通勤手段、通勤経路及び居住地域に応じて、早めの招集、所属への留め置き、自宅での待機等の指示をしなければならない。

第2章 平素の措置

1 基礎資料の整備

警察署長は、平素から、次に掲げる事項について必要な基礎資料を作成又は入手し、常に活用できるよう整備しておくものとする。

- (1) 危険物、高圧ガス、火薬類、石油タンク等の貯蔵所その他爆発事故を起こすおそれのある施設の実態及び防災措置
- (2) 崖崩れ、土石流、地滑り等の発生のおそれのある盛土その他の危険な場所及び地域
- (3) 堤防、護岸等が決壊するおそれのある危険な場所及び地域
- (4) 津波、高潮等により被害が予想される危険な場所及び地域
- (5) 倒壊のおそれのある建物が多く存在する地域
- (6) 地域別避難場所及び避難誘導路の実態
- (7) 避難行動要支援者に係る施設の実態並びに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画
- (8) 主要道路が通行止めとなった場合の迂回路

- (9) 通信の困難な地域の実態
 - (10) ヘリポート及び部隊集結の候補地
 - (11) 検視場所及び遺体安置所として利用可能な施設
 - (12) 警察署庁舎の代替施設
 - (13) 地方自治体及び関係機関の防災計画
 - (14) その他管内の実情に応じて必要と認める事項
- 2 関係機関との協力体制の確立
- 警察署長は、県の地方機関、市町の防災会議、自衛隊、海上保安庁、消防機関及び水防機関その他関係機関等との連携を密にし、初動における警備実施活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、協力体制を確立しておくものとする。
- 3 災害モニターの指定及び運用
- 警察署長は、管内の災害発生状況等を早期に把握するため、管内の実情に応じて災害モニターを指定し、効果的な運用に努めるものとする。
- 4 教養訓練の徹底
- 警察署長は、あらゆる機会及び方法を利用して、次に掲げる事項について効果的な教養訓練を実施し、署員の警備実施技能の向上に努めなければならない。
- (1) 学科教養
 - ア 災害警備実施活動の基本及び心構え
 - イ 災害警備実施活動の要領及び関係法令の要点
 - ウ 災害に関する気象情報の種類
 - エ 土砂災害に関する前兆現象
 - オ 過去の災害による被害事例及び教訓
 - カ 災害警備実施の情報収集要領及び報告要領
 - (2) 災害警備実施訓練
 - ア 装備資機材の操作要領
 - イ 災害警備対策本部等の設置訓練をはじめとした初動措置訓練
 - ウ 管内で発生する可能性の高い事案を想定した図上訓練及び実地訓練
- 5 警察施設等の災害対策
- 所属長は、その管理する警察施設等について、次に掲げる災害対策の実施に努めるものとする。
- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害応急対策の拠点となる警察施設については、その重要度を考慮した耐震性、耐火性及び耐浪性の強化

(2) 警察施設及び設備については、災害発生時の電源確保のため、非常用電源設備の整備及び十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄

(3) 警察通信施設及び非常用電源設備の定期点検

第3章 警察職員の心構え

1 基礎知識の習得

職員は、地震、津波等に関する知識の習得に努めるとともに、管内の避難場所等の基礎的事項を十分に把握することとする。

2 各種技術及び技能の向上

職員は、避難誘導、救出及び救助、交通規制等の技術及び技能を、どのような場合においても発揮できるよう、訓練等を通じて体得に努めることとする。

3 住民等の生命、身体及び財産の保護等

職員は、災害に際し、住民等の生命、身体及び財産を保護し、被災地における公共の安全と秩序を維持することが、警察に課せられた崇高な責務であると自覚し、困難を克服してその責務を果たす強い決意を持って職務に当たることとする。

4 安全管理の徹底

職員は、危険区域での活動に際し、冷静な情勢判断のもと、自己及び他者に危害が及ぶことのないよう、安全管理を徹底するものとする。

第4章 災害に関する注意報及び警報等

1 注意報

気象庁が、災害が起きるおそれがある場合にその旨を注意して発表する気象、地象又は水象についての予報である。

2 警報

気象庁が、重大な災害が起きるおそれがある旨を警告して発表する気象、地象又は水象についての予報である。

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

気象庁が、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合等に大規模地震発生との関連性について調査を開始するときに発表する情報である。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

気象庁が、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満の地震が発生したと評価した場合等、大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まり、注意が必要な場合に発表する情報である。

5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

気象庁が、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価し、大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まり、警戒が必要な場合に発表する情報である。

6 津波注意報

気象庁が、予想される津波の高さが高い所で0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に発表する予報である。

7 津波警報

気象庁が、予想される津波の高さが高い所で1メートルを超え、3メートル以下の場合に発表する予報である。

8 大津波警報

気象庁が、予想される津波の高さが高い所で3メートルを超える場合に発表する予報である。

第5章 災害警備対策本部等の設置

1 警備体制確立上の原則

災害発生初期の段階においては、人命救助を最重点とする。警備体制は、次の原則に基づき、事態に最も適合するよう迅速かつ的確に確立しなければならない。

(1) 事態の想定

災害発生当初に入手される情報は、断片的でかつ未検証なものであることが多い。このため、最悪の事態を想定の上、具体的に検討し、警備体制を決定することとする。

(2) 早期の警備体制確立

交通機関が運行されているうちに警備要員を招集し、必要な箇所に警備部隊及び所要の装備資機材等を配置できるよう、早期に体制を確立することとする。

(3) 通信指令業務支援体制の確保

大規模災害発生時には、110番通報その他の緊急通報及び無線通信の急増等により、総合通信指令室の業務量が一定期間著しく増加することが見込まれる。このため、別に定めるところにより、あらかじめ指定した職員をもって、総合通信指令室の通信指令業務を支援する体制を確保するものとする。

2 警備体制の種別及び発令等

(1) 災害警備体制の種別及び発令

災害警備体制の種別は、災害警備情報連絡室、災害警備対策室及び災害警備対策本部（以下「災害警備対策本部等」と総称する。）とし、災害警備情報連絡室及び災害警備

対策室の設置（災害警備情報連絡室からの切替えを含む。）又は解散は、警備部長が行い、災害警備対策本部の設置（災害警備情報連絡室又は災害警備対策室からの切替えを含む。）又は解散は、警察本部長が行うものとする。

この場合において、災害警備対策本部等の編成は、災害の種類及び規模等に応じ、一部の班での編成とし、又は構成人員を増減することができる。

ア 災害警備情報連絡室

(ア) 災害警備情報連絡室は、災害が発生するおそれはあるが、差し迫ってはいない場合など、災害警備実施活動に必要な準備を行う時間的余裕のある場合に設置する。その具体的な基準は次のとおりとする。

- a 県内に注意報（津波注意報を除く。）が発表され、警報に切り替わると合理的に見込まれるとき。
- b 県内に警報（津波警報及び大津波警報を除く。）が発表されたものの、短時間内に災害が発生することはないと見込まれるとき。
- c 県内に震度4の地震が発生したとき。
- d 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
- e 県内に津波注意報が発表されたとき。

(イ) 災害警備情報連絡室の任務及び編成については、別表第1のとおりとする。

イ 災害警備対策室

(ア) 災害警備対策室は、短時間内に災害が発生するおそれがある場合など、十分な注意と警戒を必要とする場合に設置する。その具体的な基準は次のとおりとする。

- a 県内に警報（津波警報及び大津波警報を除く。）が発表されたとき（アの（ア）のbに該当するときを除く。）。
- b 県内に震度5弱又は長周期地震動階級3の地震が発生したとき。
- c 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- d 県内に津波警報が発表されたとき。
- e 本県の全部又は一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測され、かつ、県内に警報（暴風及び大雨）の発表が見込まれるとき。

(イ) 災害警備対策室の任務及び編成については、別表第2のとおりとする。

ウ 災害警備対策本部

(ア) 災害警備対策本部は、災害により既に相当な被害が発生し、又は被害の拡大が予想される場合に設置する。その具体的な基準は次のとおりとする。

- a 県内に震度5強以上又は長周期地震動階級4の地震が発生したとき。

b aのほか、災害により既に県内に相当の被害が生じ、又は被害の拡大が予想されるとき。

c 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

d 県内に大津波警報が発表されたとき。

(イ) 災害警備対策本部の任務及び編成については、別表第3のとおりとする。

(2) 災害警備対策本部等の設置

災害警備対策本部等は、それぞれの体制の長が警察本部庁舎内に設置することとする。ただし、警察本部庁舎の安全が確保されていないと認める場合は、運転免許センター、警察学校、広島南警察署等適当と認める施設に設置するものとする。

(3) 署災害警備対策本部等及び現地指揮所の設置等

警察署においては、警察本部に準じ、署災害警備情報連絡室、署災害警備対策室又は署災害警備対策本部を設置するほか、必要に応じ現地指揮所を設営するものとする。

なお、現地指揮所は、防災関係機関との調整を図るために設置されることとなる合同調整所の直近に設営するよう努めること。

3 職員の非常参集及び非常招集

(1) 非常参集

ア 全職員

職員は、県内に震度5強以上若しくは長周期地震動階級4の地震が発生し、又は大津波警報が発表されたことを知ったときは、非常招集を待つまでもなく、速やかに非常参集しなければならない。

参集場所は、原則として自所属とするが、交通途絶等により自所属に参集できない場合は、最寄りの警察署に参集することとし、参集先の警察署長の指揮下に入る。

この場合において、当該参集先の警察署長は、参集者の所属長にその旨を通知するものとする。

イ 警察本部警備部員及び警察署警備課員

警察本部警備部員及び警察署警備課員（いずれも現に勤務中であるものを除く。）は、県内に震度5弱若しくは長周期地震動階級3の地震が発生し、又は津波警報が発表されたことを知ったときは、非常招集を待つまでもなく、速やかに非常参集しなければならない。

(2) 非常招集

警備部長は、災害警備対策本部等が設置される場合又は警察本部隊の出動が命じられた場合は、各部を通じ、要員に指名を受けている職員を非常招集することとする。

警察署長は、警察署において、状況に応じて同様の措置を講ずることとする。

(3) 要救助者への対応

(1)及び(2)の場合において、職員が要救助者を発見し、又は救助を要する状態を認知した場合は、その救助を優先することとする。

(4) 免除者

次に掲げる職員は、非常参集及び非常招集の対象としないものとする。

ア 停職、休職、育児休業又は療養を命じられている者

イ 広島県警察職員の健康管理及び安全管理に関する訓令（平成14年広島県警察本部訓令第1号）第20条第4項の規定により指定された管理指導区分により、非常招集を免除すべきであると認められる者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、あらかじめ非常招集の発令権者がこれらの者に準ずるものと認める者

4 注意報及び警報等の取扱要領

注意報及び警報等は、警備部危機管理課において受理する。ただし、執務時間（広島県の休日定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までの時間をいう。以下同じ。）外においては、当直司令において受理する。

(1) 警察本部の対応

ア 震度4の地震発生、南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は津波注意報

警備部危機管理課長（執務時間外の場合は当直司令）は、総合通信指令室を通じ直ちに関係警察署長（執務時間外の場合は当直主任者）にその旨を通知し、災害警備情報連絡室設置の準備を行う。

イ 震度5弱若しくは長周期地震動階級3の地震発生、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は津波警報

警備部危機管理課長（執務時間外の場合は当直司令）は、総合通信指令室を通じ直ちに関係警察署長（執務時間外の場合は当直主任者）にその旨を通知し、災害警備対策室設置の準備を行う。

ウ 震度5強以上若しくは長周期地震動階級4の地震発生、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は大津波警報

警備部危機管理課長（執務時間外の場合は当直司令）は、総合通信指令室を通じ直ちに関係警察署長（執務時間外の場合は当直主任者）にその旨を通知し、災害警備対策本部設置の準備を行う。

エ その他の注意報又は警報

警備部危機管理課長（執務時間外の場合は当直司令）は、総合通信指令室を通じ直ちに関係警察署長（執務時間外の場合は当直主任者）にその旨を通知し、2に定める警備体制をとる。

(2) 警察署の対応

ア 震度4の地震発生、南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は津波注意報

警備部危機管理課長（執務時間外の場合は当直司令）からその旨の通知を受けた警察署長（執務時間外の場合は当直主任者）は、署災害警備情報連絡室設置の準備を行う。ただし、津波注意報の場合は、署災害警備情報連絡室の設置に優先して、直ちに関係市町にその旨を確実に通知する。

イ 震度5弱若しくは長周期地震動階級3の地震発生、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は津波警報

警備部危機管理課長（執務時間外の場合は当直司令）からその旨の通知を受けた警察署長（執務時間外の場合は当直主任者）は、署災害警備対策室設置の準備を行う。ただし、津波警報の場合は、署災害警備対策室の設置に優先して、直ちに関係市町にその旨を確実に通知する。

ウ 震度5強以上若しくは長周期地震動階級4の地震発生、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は大津波警報

警備部危機管理課長（執務時間外の場合は当直司令）からその旨の通知を受けた警察署長（執務時間外の場合は当直主任者）は、署災害警備対策本部設置の準備を行う。ただし、大津波警報の場合は、署災害警備対策本部の設置に優先して、直ちに関係市町にその旨を確実に通知する。

エ その他の注意報又は警報

警備部危機管理課長（執務時間外の場合は当直司令）からその旨の通知を受けた警察署長（執務時間外の場合は当直主任者）は、2に定める警備体制をとる。

5 部隊編成の基準

警備部長は、災害警備対策室又は災害警備対策本部が設置された場合には、原則として、警察本部長の指揮を受けて、別表第4の編成に基づき警察本部隊を編成し、被災地を管轄する警察署（以下「被災地警察署」という。）に派遣して支援に当たらせることとする。この場合において、部隊編成は、災害の種類及び規模等に応じ、一部の部隊を編成し、又は各部隊の隊員数を増減することができる。

被災地警察署においては、警察本部隊の編成に準じ、警察署隊を編成することとする。

6 災害警備支援連絡室の設置

他の都道府県において緊急の支援を必要とする甚大な災害が発生した場合、警備部長は、災害警備対策本部等とは別に、必要に応じて災害警備支援連絡室（以下「支援連絡室」という。）を警察本部庁舎内に設置し、警察庁及び管区警察局と連絡を密にすることとする。

支援連絡室の任務及び編成表については、別表第5のとおりとする。

7 災害警備対策本部等の要員の指名等

災害警備対策本部等及び警察本部隊の要員は、関係課長の上申を受けて、警察本部長があらかじめ指名することとする。

支援連絡室の要員については、必要に応じて警備部長が指定することとする。

第6章 服装及び携行品

1 災害警備対策本部等及び災害警備支援連絡室の要員

(1) 服装

出動服又は通常勤務の服装

(2) 携行品

筆記用具、公用携帯電話、P-WAN端末、ハザードマップその他必要な物品

2 警察本部隊の要員

別表第6のとおりとする。

第7章 災害警備実施活動

1 被害状況の調査その他関係情報の収集及び即報

(1) 災害発生の初期的段階

被災地警察署の署長（以下「被災地警察署長」という。）は、災害発生直後において署員の五感に基づく被害規模に関する情報、人的・物的被害に関する情報等により、直ちに概括的な被害状況（例えば、「〇〇市内ではおよそ〇名が建物の下敷きになっている模様」、「立ってられないほどの強い揺れが〇分間続き、警察署の周辺地域では停電が発生している模様」等）及び警察施設等の被害状況を把握及び評価し、必要に応じて災害警備対策本部等に報告するものとする。また、警ら用無線自動車等の運用、市町その他の機関との連絡等により、災害発生状況その他必要な情報を収集し、別に定めるところにより災害警備対策本部等に報告することとする。

(2) 時間の経過に伴って必要となる事項

災害発生から一定の時間が経過した場合は、次の事項についても併せて情報収集することとする。

ア 被災者の動向

イ 被災を装った知能犯事件、避難の隙を狙った窃盗事件等治安の状況

ウ その他特異な動向

2 通信の確保

被災地警察署長は、警察通信施設の機能を確認し、途絶しているときは、車載通信系無線機等を活用し、通信の確保を図ることとする。

警察通信施設の被災等により、警察活動に支障が生じるおそれがあるときは、災害警備対策本部等に対し、機動警察通信隊の派遣要請を行うこととする。

3 救出及び救助

被災地警察署長は、次の事項に配意して住民等の救出及び救助に当たることとする。

(1) 現場での救出及び救助活動が円滑に行えるよう、被災の状況に応じて救出及び救助要員に担当区域を割り振り、速やかに当該要員を派遣する。

なお、担当区域等現場活動に関することについては、防災関係機関の現場責任者と随時、調整を行うこと。

(2) 救出及び救助は、倒壊家屋の密集地域、病院、興行場、デパートその他多人数が集合する場所及び崖崩れ、津波等により多人数が被災している場所（施設）を重点的に行うこととする。

(3) 多数の死傷者がある場合は、原則として重傷者の救出及び救助を優先するものとする。

(4) 救出した負傷者については、救急車若しくは日本赤十字社等の救護所に引き継ぎ、又は応急措置をした後、病院等に収容を依頼することとする。

(5) 埋没者等の救出及び救助に当たっては、資機材等で負傷させることのないよう細心の注意を払うとともに、安全管理を徹底し、二次災害を防止することとする。

4 交通対策

被災地警察署長等は、負傷者の救出及び救助、被災者の避難誘導、緊急物資の輸送、消防活動等の災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次に掲げる交通対策を実施し、交通の混乱を防止することとする。

(1) 交通規制

道路、交通安全施設等の損壊状況その他の被害状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する（基本法第76条第1項）。

ア 被災地及び周辺における優先通行

緊急通行車両であっても、人命救助又は消火活動に従事する車両の通行を最優先と

するものとする。

イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保することとする。

ウ 県内への車両の流入の抑制

隣接県に通じる中国縦貫自動車道、中国横断自動車道広島浜田線、山陽自動車道、国道2号、国道54号、国道183号その他の主要道路については、隣接県又は近接県に対し指導及び広報を依頼し、緊急通行車両以外の車両の県内への流入を極力抑制することとする。

併せて、これら主要道路の県境付近、インターチェンジ、主要な交差点等必要な箇所に交通検問所を設置することとする。

(2) 運転者に対する指導及び広報

ア 一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を中心に、主要な交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板、立看板その他のあらゆる広報媒体を利用して、交通規制に係る区間及び区域、う回路等の周知を図ることとする。

イ 運転者の講ずべき措置として次の事項を遵守するよう指導及び広報を行うこととする。

(ア) 通行禁止等に係る区域又は道路の区間を走行中の車両

a 速やかに、車両を通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）以外の場所へ移動すること。

速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車すること。

b 車両を移動し、又は駐車した後は、カーラジオ等により災害及び交通規制に係る情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

c 道路上に車両を置いて避難するときは、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

また、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(イ) 走行中又は走行準備中である車両全般

避難は、原則として徒歩で行い、車両を使用しないこと。

(3) 路上の障害物除去等

ア 基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するとともに、当該道路の管理者と連携して通行禁止区域等における障害物の除去その他の応急復旧等を優先的に実施することとする。

イ 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため必要がある場合は、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、道路外の場所へ移動すること等を命ずるものとする。

この場合において、その命令の相手方が現場にいない等により、当該措置を命ずることができないときは、警察官が自ら当該措置を講ずることができる。

ウ 交通部長は、通行禁止等を行おうとする道路の区画における緊急通行車両の通行を確保するため必要がある場合は、道路管理者等に対して、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(4) 通行禁止又は制限に関する広報

緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限した場合は、直ちに住民等に対して、その禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示、広報幕を設置する等により現場における広報を行うとともに、警察庁、中国四国管区警察局、各都道府県警察本部、交通管制センター、日本道路交通情報センター、道路管理者、報道機関等を通じて、交通規制状況、う回路状況、車両の使用抑制、運転者の講ずべき措置等に関し、徹底した広報を実施することとする。

(5) 関係機関等との連携

ア 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限した場合は、道路管理者等の関係機関及び警備業協会等の関係団体と相互に緊密な連携を保つとともに、適切な交通規制を行うものとし、その状況を災害警備対策本部等に報告するものとする。

イ 交通規制により車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関及び団体と協力して、適切な対応措置を講ずることとする。

ウ 通行妨害車両等の排除については、一般社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「JAF」という。）と協定を締結していることから、JAFに対して協力を要請することとする。

(6) 緊急通行車両の取扱い

緊急通行車両の取扱いは、本部長が別に定める通達に基づき実施することとする。

5 避難誘導

警察署長は、被災者、危険区域内の住民等の避難を迅速に行うため、平素から避難誘導措置について十分検討し、発生時においては関係機関との緊密な連携のもと、被災状況に応じた警備要員を派遣して、避難誘導活動に当たらせるものとする。

(1) 避難誘導の情勢判断

避難誘導に当たっては、避難の原因となる災害の状況及び今後の見通し、避難誘導路の状況、避難場所への収容の可否等について、的確な判断を行い、避難の時期及び場所、避難誘導路等を決定する。

(2) 避難誘導の方法

ア 避難の措置

(ア) 家屋の倒壊等による被災者及び浸水等により広範囲に被害の発生が予想される区域の住民等を指定の避難場所に避難させる。

(イ) 避難行動要支援者の避難誘導は、他の避難者に優先させる。

(ウ) 指定の避難場所が被害を被っている場合又は避難場所に収容しきれないと認めるときは、他の避難場所に避難させること。

なお、当該避難場所の選定に当たっては、次の事項に留意して市町長と協議の上で決定することとする。

- a 被災の影響の少ない場所
- b 二次災害のおそれのない場所
- c 火災の類焼のおそれのない場所
- d 速やかに避難可能な場所

(エ) 主要な避難誘導路は、危険物の実態その他安全性を検討した上で、市町長と協議し、決定することとする。

イ 学校、会社、事業所等における避難等の措置

学校、会社、事業所、興行場、デパートその他多人数が集合する場所における避難等の措置については、当該場所を管理する者等が自主的に行うものとするが、支援要請があったときは積極的な協力を行う。

(3) 避難の指示等

ア 避難のための立退きの指示及び高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示は、原則として市町長が行うが、市町長が指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったときは、基本法第61条に基づ

き、警察官が行うことができる。この場合において、事後直ちに、指示を行った日時、対象及び区域、避難誘導路、避難先等を当該市町長に通知するものとする。

イ 避難の指示に従わない者に対しては、次により措置することとする。

(ア) 拒否する原因の解明に努め、極力説得して任意に避難するよう指導する。

(イ) 避難の指示に従わず、かつ、避難させなければその者の生命又は身体に重大な損害が及ぶおそれがあるときは、現場指揮官（現場指揮官の指示を受けるいとまがない場合は現場警察官）の判断で、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条による避難の措置をとるとともに、実施後、速やかにその状況を警察署長を経由して警察本部長に報告する。

ウ 二次災害の危険場所を把握するため、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施するものとする。また、把握した二次災害危険場所等については、市町に設置された災害対策本部等に連絡し、避難指示等の発令を促すこととする。

(4) 避難誘導上の留意事項

ア 警備要員の活動に当たっては、事前に直近の避難可能な高所を確認するなど安全管理を徹底し、被災者、危険区域内の住民等、警備要員等の生命及び身体に危険が及ぶことがないようにすること。

イ 避難場所への避難誘導は、危険箇所の確認等被害の状況を把握した上で、より安全な経路を選定して行うこと。

ウ 車両による避難及び家財の持ち出しを原則として中止させること。ただし、避難行動要支援者については、可能な限り車両等を活用させるなど速やかな避難措置をとること。

エ 避難時の携行品は、貴重品、照明具、食料品等の応急必需品程度にとどめさせ、火災等危険な状態が切迫した場合には、身体の安全を確保するため、背負い荷物等は放棄させるよう指導すること。

オ 避難に当たっては、努めて町内会、自治会、職域団体等の組織を単位として統制ある行動をとるよう指導すること。

カ 避難誘導においては、ロープその他の資機材を有効に活用して、路地からの車両の進出防止その他避難誘導路の確保に努めること。

(5) 避難誘導後の措置

住民等が居住地から避難場所に避難し、多数の空き家が生じた場合は、パトロール活動を強化し、窃盗犯等の防止に努めることとする。

6 避難所対策及び地域安全活動

- (1) 巡回連絡等を通じて避難者の実態や警察に対する要望を把握することとする。
- (2) 市町の職員及び町内会、職域団体等の責任者と緊密な連携をとり、避難所内の秩序維持について協力を求めることとする。
- (3) 関係機関等の行う給食、給水等の救援活動に対する協力をを行うこととする。
- (4) 避難所内等での女性、子供等に対する性暴力・DVその他の犯罪の予防及び検挙活動に当たるとともに、情報収集に努めることとする。
- (5) 被災者の多数が避難し、避難所の生活が長期間に及ぶ場合は、臨時派出所を設置し、各種相談又は要望の受理及び情報提供を通じて、被災者の精神的不安の解消及び軽減を図ることとする。
- (6) 避難所対策の推進に当たっては、被災者の心情に配慮した親切で優しい対応に留意することとする。

7 遺族支援

- (1) 遺体安置所における遺族等への積極的な情報提供及び遺族等からの要望の聴取に努めることとする。
- (2) 検視場所における身元確認の際に、遺族を案内するなどの付添い支援を行うこととする。
- (3) 第一捜査隊が行う遺族への遺体引渡し及び遺品返還の際に、遺族を案内するなどの付添い支援を行うこととする。
- (4) 遺族からの要望に応じて、心理専門職員によるカウンセリング、専門機関の紹介等の心のケアを行うこととする。

8 警察庁又は他の都道府県警察に対する援助の要求及び県外の応援部隊の受入れ

大規模災害が発生し、広島県警察の警備力及び装備資機材では対処できない場合は、警察法(昭和29年法律第162号)第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うこととする。

9 不法事案の予防及び取締り

- (1) 犯罪の予防及び取締り
 - ア 住民等の不安を軽減し、混乱の発生を防止するため、災害に便乗した窃盗、生活経済事犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等県民に身近な犯罪の予防及び取締りを重点的に実施することとする。
 - イ 被災者になりすました特殊詐欺等、模倣性及び波及性の高い犯罪については、被害防止のための広報を積極的に行うこととする。
- (2) 流言飛語及び集団不法事犯に対する措置

ア インターネット等における流言飛語を封じるため、被害の実態、関係機関の活動、治安の状況等について積極的な広報を行い、住民等の不安除去に努める。また、明らかに流言飛語を吹聴していると認められる者を発見した場合は、警告等の措置を講ずることとする。

イ 集団による襲撃、略奪等治安上重大な事態が発生するおそれがある場合には、災害警備実施活動との関連性を考慮の上、警備力を集中して投入し、事態の早期鎮圧を図ることとする。

10 ボランティアへの協力要請

(1) 既存のボランティア団体

災害警備実施活動が長期間に及ぶ場合は、既存のボランティア団体に働きかけ、被災地域及び避難所のパトロール、各種相談の受理等の活動に当たるよう協力要請することとする。

(2) 県外のボランティアからの協力申出への対応

県外のボランティアから協力申出があった場合は、原則として、県の担当部署を紹介することとする。

11 迷い子等の保護並びに行方不明者の届出受理及び手配

(1) 迷い子等の保護

迷い子、病人、負傷者その他の要保護者を発見した場合は、警察官職務執行法第3条に定める手続によるほか、児童相談所等関係機関と連携して保護措置を行うこととする。

(2) 行方不明者の届出受理及び手配

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第6条第1項に規定する行方不明者届及びこれに準ずる届出を受理した際は、災害警備対策本部等に報告するとともに、速やかに同規則第16条に規定する身元不明死体票、保護カード等と照合するほか、避難所その他関係先に必要な手配を行い、迅速な発見活動を行うこととする。

12 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、次により警戒区域を設定して災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じることとする。

(1) 警戒区域の設定は、市町長又はその委任を受けた市町の職員が行うことが原則であるが、これらの者が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、基本法第63条第2項に基づき、警察官が行うことができる。この場合において、直ちに市町長に

その旨を通知することとする。

- (2) 警戒区域を設定した場合には、所要の警戒員又は部隊員を配置し、警戒区域の積極的な広報に努めることとする。
- (3) 警戒区域の設定に当たっては、当該区域について、ロープ、立看板等により明示することとする。
- (4) 市町長又はその委任を受けた市町の職員が警戒区域を設定した場合は、これに協力し、被害の拡大防止に努めることとする。

13 銃砲等又は刀剣類の措置

- (1) 被災地において許可を受けた銃砲等（以下「許可銃砲等」という。）が保管されている家屋については、当該許可銃砲等の所在を確認するとともに、状況によっては当該許可銃砲等を家屋から取り出して警察署で一時保管し、取出しが困難な場合は、警戒員を配置して監視等の措置を講ずることとする。
- (2) 許可又は登録を受けた銃砲等又は刀剣類を持ち歩いている者又は避難所等で所持している者を発見した場合は、速やかに親類宅、知人宅等に保管するよう指導することとする。この場合において、適当な保管先がない場合は、警察署へ一時預けるよう指導し、警察署で保管できないときは、適当な保管場所を選定する。ただし、適当な保管場所のない場合は、保管の取扱いをしないこととする。
- (3) 許可証又は登録証を焼失等により所持していない場合であっても、許可（登録）年月日、許可番号等を聴取して許可（登録）の事実が判明したときは、違反の措置を講じないこととする。
- (4) 警察官自身によるほか、チラシ等を利用し、銃砲等又は刀剣類の運搬及び携帯の禁止並びに保管方法について広報を行うこととする。
- (5) 銃砲等又は刀剣類の製造販売業者に対し、銃砲等又は刀剣類の盗難等の事故のないよう具体的保管方法を指導することとする。

14 死体の取扱い

被災地における死体の検視及び調査（以下「検視等」という。）については、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）等に基づき、次により迅速かつ適正な措置を講ずることとする。

(1) 第一捜査隊の運用等

大規模災害により、死者が多数に及んだ場合は、警察本部隊編成表の第一捜査隊を編成して被災地警察署に派遣し、検視等及び身元確認を行うものとする。

(2) 死体の検視等及び身元確認

ア 死体の調査、検査、解剖又は身元を明らかにするための措置を行った場合は、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則（平成25年国家公安委員会規則第3号）第1条の記録書を作成するものとする。この場合において、死体番号は検視等の場所及び検視等の担当者の追番号とするものとする。

イ 検視等に当たっては、各死体、所持品等に検視札を直接付するものとする。

ウ 身元不明の死体については、写真撮影、指紋採取、DNA型鑑定対象資料の採取、デンタルチャートの作成その他の確認作業を行い、災害警備対策本部等との連携を密にして身元の確認に努めることとする。

エ 水中死体の場合の検視等については、引上げ地を管轄する警察署において行うものとする。

オ 検視等終了後、身元の確実なものは直ちに遺族等に引き渡し、身元の不明なものについては市町に引き渡すこととする。

カ 死体を遺族等に引き渡す場合は、誤りのないよう慎重を期することとする。

キ 検視等に当たっては、検視場所、身元確認場所及び遺体安置所をできるだけ同一場所とすることとする。

ク 検視等に当たっては、遺族等の心情に配慮し、礼を失しないよう慎重に行うこととする。特に外国人の場合は、国際的な紛議を生じないように留意し、原則として第一捜査隊長の指揮を受けて行うものとする。

ケ 死亡診断書及び死体検案書の得られない死体並びに認定死亡の取扱いについては、第一捜査隊長の指揮を受けるものとする。

コ 遺体安置所には、慰霊のための設備、遺族等の面接室、遺品の展示保管室等を設置することとする。

(3) (1)及び(2)のほか大規模災害による多数死体の取扱いに関する具体的措置については、別に定める要領により実施することとする。

15 広報

広報を担当する者は、県民等の適切な判断と行動を助けるため、被災状況、交通規制の実施状況、警察活動状況等について、マスメディア、ソーシャルネットワーキングサービス等を介して正確かつ的確な情報を提供し、被害の拡大防止と人心の安定に努めることとする。

(1) 報道対応

ア 報道発表等に当たっては、警察庁及び関係機関と密接に連絡を取り、必要に応じて調整を図ることとする。

イ 大規模災害で被災地に多数の報道関係者が殺到する可能性のある場合には、警察本部隊編成表の広報隊を派遣して対応に当たることとする。

ウ 現場において、報道発表を行うに当たっては、原則として現場の最高責任者又は広報隊責任者が行うとともに次の事項に留意することとする。

(ア) 現場にいる報道関係者に対しては、報道関係機関の社名を表示した腕章を着用するなど、報道関係者である旨を明示するよう求めるほか、危険防止及び現場活動について必要な協力を求めることとする。

(イ) 報道関係者の車両による警戒区域への乗入れについては、原則として認めないことを事前に申し入れることとする。

(ウ) 警察の行う避難誘導、救出及び救助、交通規制等の諸活動に支障のない範囲内で、できる限りの便宜を与え、積極的な報道対応を図ることとする。

(2) 広報の重点

ア 発生当初の広報

(ア) 警察体制

(イ) 救出及び救助等の災害警備実施状況

(ウ) 避難誘導の状況

(エ) 交通規制の状況

イ 一定時間の経過後の広報

(ア) インターネット等における流言飛語の防止

(イ) 災害に伴う犯罪発生状況及び防犯対策状況

(ウ) 各種相談所及び遺体安置所の所在

(エ) 被災地における警察活動状況

16 被留置者対策

警察本部及び警察署の留置施設非常計画を踏まえ、次の措置を講ずるものとする。

(1) 警察本部の対応

ア 被害状況の把握

被留置者の負傷及び留置に関する支障の有無、留置施設損壊の程度等を速やかに把握するとともに、避難又は解放（以下「避難等」という。）する被留置者の人員を把握することとする。

イ 避難場所の調整

留置施設の損壊等により、被留置者の移送が必要な場合は、被災地警察署周辺の警察署及び警察本部留置施設等（以下「周辺警察署等」という。）から避難場所を調整することとする。

ウ 護送の指示

被留置者の人数、護送車両、護送警察官等の護送体制及び護送経路を速やかに把握し、交通障害の状況等も踏まえて必要な指示をすることとする。

エ 警察本部留置施設が被災した場合等の対応

(2)に準じて、被留置者の避難等の措置を講ずることとする。

(2) 警察署の対応

ア 被留置者を緊急に避難させる必要がある場合は、留置業務管理者の指揮を受け、時機を失することなく、あらかじめ定めた順位に従い、避難場所の被災状況、避難場所への交通障害状況等を確認した上で避難させることとする。

なお、留置施設の損壊等により、被留置者の移送が必要な場合は、警察本部と避難場所の調整をすることとする。

イ 避難のための護送に際しては、被留置者の人数、罪名等を考慮し、所要の護送体制を確保することとする。

ウ 被留置者のうち被勾留者（勾留状に基づく勾留被疑者及び被告人をいう。）を避難等させた場合は、検察庁に通知することとする。また、避難先である他の留置施設に継続して留置する場合は、できる限り早く移送指揮書の発付を受けることとする。

エ 捜査権限を有する他の行政機関（麻薬取締官事務所、海上保安庁、自衛隊等をいう。）から委託留置を受けている被留置者を避難等させた場合は当該行政機関にその旨を通知するものとする。

オ 被留置者に対する糧食支給の指定業者が被災し、継続的に被留置者に糧食を支給することが困難な場合は、被留置者を周辺警察署等に避難させるなどして、糧食に支障がないように措置することとする。ただし、糧食を支給することが困難な状況が一時的な場合は、被災を免れた業者等による糧食支給を手配することとする。

カ 解放に際しては、次の点に留意する。

(ア) 解放は最後の手段であり、原則として実施しないこと。

(イ) 被留置者をやむを得ず解放する場合は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第215条第3項の規定に基づき、留置業務管理者の指定した場所に出頭するよう告知すること。

17 防災関係機関の応急対策に対する協力、調整等

(1) 防災関係機関の応急対策に対する協力及び調整

ア 防災関係機関との一体的かつ効果的な運用を確保するため、措置方針、実施要領、任務分担等について十分に協議するとともに、必要に応じて消防機関、海上保安庁及び自衛隊と合同調整所を設置し、警察庁等の職員が派遣された場合にはその支援を受けつつ、活動エリア、内容、手順、情報通信手段等について、それぞれの部隊間の情報共有並びに活動区域及び任務の調整等を行い、部隊間の相互協力を行うものとする。また、現場で活動する緊急災害対策派遣隊（TEC—FORCE）、災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

イ 火薬類、高圧ガス等の危険物貯蔵施設が二次災害のおそれがあると認めるときは、関係機関又は関係者に対し速やかに必要な通知及び手配を行って、応急措置を講ずるよう要請するとともに、付近の住民等を避難誘導することとする。

ウ 関係機関の行う応急対策に対しては、必要な援助及び協力を行うこととする。

(2) 県又は市町に設置された災害対策本部との連携

ア 基本法第23条第1項又は第23条の2第1項に基づく災害対策本部が設置された場合は、所要の要員を派遣し、災害情報の共有化を図り、効果的かつ一体的な災害警備実施活動を実施することとする。

イ 前アの災害対策本部において死者及び安否不明者の氏名の公表を行う際には、災害警備実施活動等を通じて入手した死者及び安否不明者に関する情報を提供する等、迅速な公表ができるよう協力するものとする。

ウ 航空連絡隊は、航空機を最も有効適切に活用するため、県に設置された災害対策本部消防救急班緊援隊・航空調整グループに参画し、警察庁等の職員が派遣された場合にはその支援を受けつつ、消防機関、海上保安庁、自衛隊等の各機関と航空機の活動区域、任務の調整等を行うものとする。

なお、調整に当たっては、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。

第8章 大規模災害の総合支援

1 職員等の被害調査

職員及び家族の人的・物的被害状況並びに避難先及び待機宿舍の損害状況について調査することとする。

2 救済対策

職員が公務中に被災し、負傷した場合は、公務災害認定請求手続を行うものとする。

職員が私用中に負傷した場合又は待機宿舍等が被災し、損害を受けた場合は、医療機関

及び転居先のあっ旋等を行うこととする。

3 補給対策

補給は、原則として、災害警備対策本部要員及び被災地警察署に派遣した警察本部隊要員に対して行うこととする。